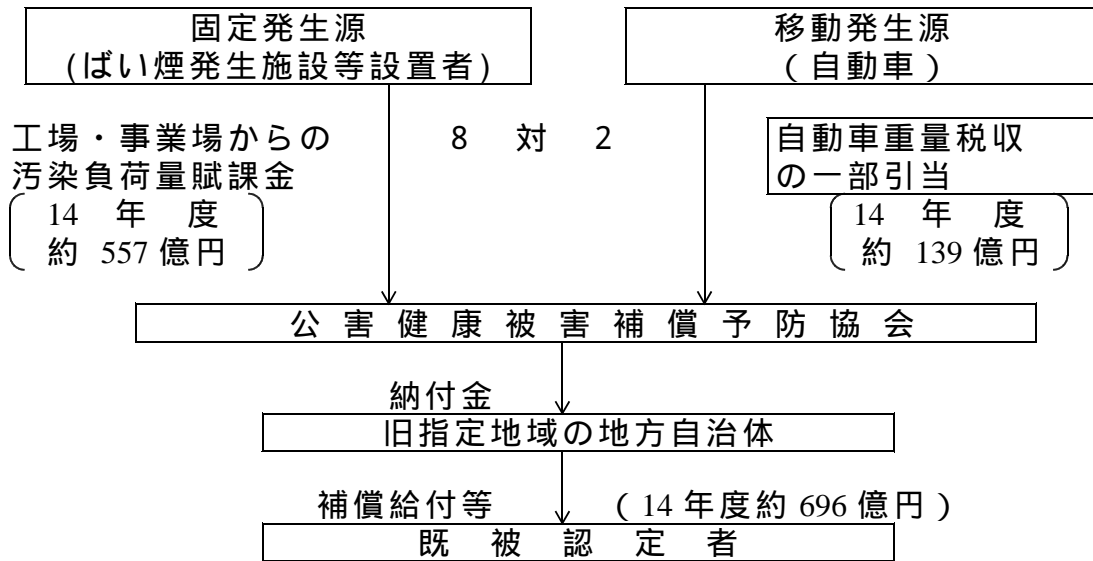


(参考1) 費用負担の仕組



(参考2) 参照条文

- (納付金の財源)
- 第四十九条 前条の規定による納付金のうち、第四条第一項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの全部並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の二については、第五十二條第一項の規定により協会が徴収する汚染負荷量賦課金のほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員をもつて充て、第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の一については、第五十一條の規定に基づく政府の補助金をもつて充てる。
- 2 (略)
- 3 第一項の規定により前条の規定による納付金に充てるべき汚染負荷量賦課金及び別に法律で定めるところにより徴収される金員の配分比率は、第五十二條第一項に規定するばい煙発生施設等設置者その他の者の第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染の原因である物質の排出の状況その他の事情を勘案して、政令で定める。
- (事務所)
- 第七十条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。
- 2 (略)
- 同法附則(抄)
- (昭和四十九年度から平成十四年度までの間における交付金)
- 第十九条の二 昭和四十九年度から平成十四年度までの間においては、政府は、協会に対し、各年度ごとに、第一種地域に係る指定疾病に関する第四十七條第一号に掲げる費用及び第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるための協会の納付金のうち大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として当該年度において必要であると見込まれる金額に相当する当該年度の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を交付する。
- 2 昭和四十九年度から平成十四年度までの間における第四十九條第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中、のほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員」とあるのは、「及び自動車重量税の年度ごとの収入見込額の一部に相当する金額の政府の交付金」と、同条第三項中、別に法律で定めるところにより徴収される金員」とあるのは、「政府の交付金」とする。
- 同法施行令附則(抄)
- 6 (汚染負荷量賦課金と政府の交付金との配分比率)
- 汚染負荷量賦課金と法附則第十九條の二第二項の規定により読み替えられる法第四十九條第三項に規定する政府の交付金との配分比率は、八対一とする。

注) 上の条文中、黒塗りの3カ所の「平成十四年度」を「平成十九年度」に、文字囲の「東京都」を「神奈川県」に変更。

(参考3) これまでの経緯

- 第1次延長 昭和52年度まで
- 第2次延長 昭和54年度まで
- 第3次延長 昭和57年度まで
- 第4次延長 昭和59年度まで
- 第5次延長 昭和62年度まで
- 第6次延長 平成4年度まで
- 第7次延長 平成9年度まで
- 第8次延長 平成14年度まで